◎新潟県告示第700号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、新潟県十日町地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

令和６年６月７日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　作業種類　公共測量（県営ため池等整備事業十日町市中条下条地区第１工区用地測量）

２　作業期間　令和５年７月６日から令和６年５月24日まで

３　作業地域　十日町市中条地内